

## 国保・介護・後期高齢の保険料の減免

◆国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します。

【対象】 住居が全壊・半壊、床上浸水した方

【減免額】

- ①国民健康保険料は全壊・半壊：全額、床上浸水：1/2
- ②介護保険料は全壊・半壊：全額、床上浸水：1/2
- ③後期高齢者医療保険料（所得要件あり）は全壊・半壊：損害割合により 1/2～全額、床上浸水：1/2

【対象となる保険料】

- ①は9月～来年3月納期分
- ②は9月～来年3月相当分
- ③は9月～来年8月相当分

【受付期間】

来年3月31日(月)まで。

【受付場所】 市役所、西支所、加佐分室

【必要なもの】 印鑑、保険証、口座番号のわかるもの

【その他】

保険証の再発行や今後の納付が困難な方はご相談を。後期高齢者医療保険料等の減免は京都府後期高齢者医療広域連合の制度により実施します。

【お問い合わせ】

- ①③は保険医療課（☎ 66・1003、66・1075）
- ②は高齢者支援課（☎ 66・1013）

## 国保・介護等の自己負担の減免

◆国民健康保険・介護保険サービスなどの自己負担を減免します。

【対象】 住居が全壊・半壊した方

【減免額】 全額

【対象となる負担金】

- ①国民健康保険加入者の一部負担金
- ②介護サービスの利用者負担額
- ③障害福祉サービス等の利用者負担額
- ④後期高齢者医療加入者の一部負担金は住居が全壊し、資産が一定以下の方が対象で、損害割合に応じて実施

【減免期間】

- ①と②は9月16日～来年3月末の受診・利用分
- ③は9月～来年3月分
- ④は申請の日から6か月以内

【お問い合わせ】

- ①④は保険医療課（☎ 66・1106、66・1075）
- ②は高齢者支援課（☎ 66・1013）
- ③は障害福祉課（☎ 66・1033、FAX 62・7957）、子ども支援課（☎ 66・1094）

## 府の税金の減免等

◆納付・申告などの期限延長

◆自動車税の減免など

- ◇被災した自動車を廃車する場合
- ◇被災した自動車を修理して使用する場合

◆自動車取得税の減免

- ◇被災した自動車の代替自動車を取得する場合

◆個人事業税の減免

- ◇事業用資産について被害を受けた場合
- ◇被災による傷病のため事業を休止した場合

◆不動産取得税の減免

- ◇取得から3か月以内の不動産が滅失・損壊した場合
- ◇代替不動産を取得した場合

◆納税の猶予

【お問い合わせ】 平日の8時30分～17時に中丹広域振興局税務室（☎ 62・2502）

## 国の税金の軽減・免除

◆所得税の軽減・免除

平成25年分の確定申告の際に、次のいずれかに該当する方は、所得の軽減または免除の対象となります。

- ①住宅、家財などの損害額が、平成25年分の所得金額の1/10を超える方、または、損害額のうち災害関連支出が5万円を超える方
- ②住宅、または、家財の価格の1/2以上の損害を受け、平成25年分の所得金額が1,000万円以下になる方

◆申告期限・納付などの期限延長

申請をすれば、2か月の範囲内で期限が延長される場合があります。

※詳しくは国税庁ホームページ内のタックスアンサーに掲載されています。

【お問い合わせ】 舞鶴税務署（☎ 75・0801）

## 国民年金保険料の免除

【対象】 住居や家財を含めた全財産の被害額が1/2以上の損害を受けた「第1号被保険者」。

【免除額】 全額

【免除期間】 8月～来年6月納付分

【お問い合わせ】 市民相談課（☎ 66・1004）

西支所市民・年金係（☎ 77・2257）

## 仮住居の提供

住宅の損壊や床上浸水などにより、住める住居がなくなった被災者に、仮住居として府営住宅や市営住宅を提供。申し込みは10月15日(火)まで。

【お問い合わせ】 建築住宅課（☎ 66・1050）

# 被災された皆様へ

このたびの台風18号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。市では、皆様の一日も早い生活の再建に向けて取り組みを進めております。今回、当面の支援策についてお知らせしますのでご活用ください。被災者生活再建支援法による被災世帯に対する支援策などについては、京都府をはじめ関係機関と調整し、詳細が決まり次第お知らせします。

## 台風 18 号被災者生活支援相談窓口

次のとおり、「台風18号被災者生活支援相談窓口」を開設しています。

### 市役所本館2階（☎ 62・2390）（専用ダイヤル）

西支所庶務係（☎ 77・2251）

加佐分室内相談窓口（☎ 83・0213）（専用ダイヤル）

### 【開設時間】 月曜日から金曜日の9時～17時

但し、上記の時間にお越し頂けない方は、事前にご連絡頂ければ、調整の上、対応させていただきます。

- ◇被災された方の生活の再建を支援する制度の紹介および相談
- ◇国民健康保険料、介護保険料、幼稚園・保育所（園）の保育料等の各種減免制度の案内
- ◇災害援護資金貸付金制度
- ◇その他、生活再建支援全般について

## り災証明書の発行

り災証明書の発行…市役所、西支所、加佐分室で発行。申請書・印鑑と運転免許証や保険証など本人確認の証明書が必要です。手数料は無料。

【お問い合わせ】 税務課市民税係（☎ 66・1026）

## 市の税金の減免・相談

◆市・府民税の減免

床上浸水以上のり災により、住宅・家財等に著しい被害を受けられた方については、一定の要件により市・府民税の減免制度があります。

▶詳しくは、税務課市民税係（☎ 66・1026）へ。

◆固定資産税の減免

一定規模以上の被害を受けられた家屋等の固定資産税の減免制度があります。

▶詳しくは税務課家屋係（☎ 66・1027）へ。

◆市税の納税相談

被災された方で、今後の市税の納付が困難な方は、税務課納税係（☎ 66・1025）へ。

## 災害援護資金貸付金

◆災害救助法による支援

【対象】

- ①住居が半壊相当以上の被害を受けた世帯
- ②住居の損害はないが、家財が損害を受けた世帯

【貸付限度額】

- ①全壊：350万円以内、半壊：270万円以内
- ②家財：250万円以内

※但し、連帯保証人が必要です

※利子がかかります

※世帯の所得により貸付できない場合があります

※被災世帯の状況により、貸付限度額が異なります

【お問い合わせ】 保健福祉企画課（☎ 66・1011）